

外国での証拠調べ —ハンガリーの観点—

ミクロス・ケンギェル
河野 憲一郎（訳）

序

外国での証拠調べは、——ルールを適用するに際して立法上の抵触の問題を生じる可能性もあるが——主として生じるのは技術的な困難である。証拠法は実体法と密接に関係しており、このことが外国の準拠法（*lex causae*）の適用の問題をも生じさせる。これまでの研究のうちで外国での証拠調べに関して最も詳細なものは、Coester-Waltjenによる卓越した書物¹⁾の中に見ることができる。報告者の任務は、ハンガリーが政治体制変革後の15年の経過の間に、外国での証拠調べの容易化をどの程度達成したか、を明らかにすることである。

1. 国内法規範

1952年のハンガリー民事訴訟法は、外国での証拠調べに関する特別な規律をも含んでいる。しかしながら、第204条に定められている3項目の規定は、「氷山の一角」のみを考慮しうるにすぎない。〔まず、〕第1項によれば——

《ハンガリー国家によって国際的な条約が締結され又は要請の実施に関して相互主義が存在する他国において証拠調べがなされなければならない場合には、これによる証拠調べのための措置がとられなければならない。》

〔次に、〕第2項によれば——

1) Dagmar Coester-Waltjen: *Internationales Beweisrecht. Das auf den Beweis anwendbare Recht in Rechtsstreitigkeiten mit Auslandsbezug*. Ebelsbach 1983, Verlag Gremer.

〈48〉 外国での証拠調べ—ハンガリーの観点—（ミクロス・ケンギェル〔河野、河野(憲)〕）

《ハンガリー国家が締結した国際的な条約又は相互主義が存在しない場合には、裁判所は、必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、当事者のために、他国の法規定に適合しかつ法的に認可された証拠調べに関する公文書を提示するための期間を定めることができる。》

外国での証拠調べの効力に関しては、ハンガリー民事訴訟法は特別の規定を置いている。同法は一般的には法廷地法主義 (*lex fori*) を採っており、それによれば、証拠の効力に関しては証拠調べをする国の法が適用されるということになる。このルールに対する例外は当事者の本国法 (*lex patriae*) を支持する形で定められており、それによれば、法廷地法によると証拠は無効であるがハンガリー民事訴訟法によると有効な場合には、当該証拠は有効とみなされなければならない。

2. 国際司法共助

証拠調べに関する要請は、通常、国際司法共助の枠組みの中で実施される。一般的な原則とルールは、「1979年の国際私法に関する立法令第13号」に定められている。〔しかし、〕国際司法共助という性格のゆえに、個々の国々の裁判所と諸当局に提供される司法共助についての詳細なルールは、二国間又は多国間の国際的な合意の中に見られる。

証拠調べがEUの域外の国においてなされる場合には、まず第一に、当該国家とハンガリーの間に証拠調べに関する要請の実施をも含む二国間もしくは多国間の国際的な合意又は相互主義の慣行が存在しているかどうかを審査されなければならない。こうした合意は相互の司法共助に関する合意を含むものであり、それは裁判管轄権の問題、訴状・呼出状の送達、民事および家事事件における判決の承認・執行に加えて、証拠調べに関するルールをも含んでいる²⁾。

司法共助の事項においては、ハンガリーの裁判所は司法大臣を経由して外国の裁判所およびその他の機関と接触するが、これに対してハンガ

2) Miklós Kengyel, Anerkennung und Vollstreckung der gerichtlichen Entscheidungen außerhalb des Geltungsbereichs der Brüsseler und Lugano-Übereinkommen, in Gerhard Walter-Samuel P. Baumgartner: *Recognition and Enforcement of Foreign Judgements Outside the Scope of the Brussels and Lugano Convention*. The Hague 2000, Kluwer.

リー以外の国の諸当局は、監督権限を行使する大臣のもと、外務大臣を通じてハンガリーの裁判所に接触する。司法共助に関する二国間合意は、〔いずれも〕相互で行う訴訟行為の範囲の詳細に関してほぼ完全に一致している。司法共助は、民事事件および家事事件においては、文書の送達と証拠調べの実施——すなわち証人の尋問と鑑定人の尋問、検証の実施など——を対象としている。

3. 1954年のハーグ条約にもとづく証拠調べ

これは多国間の国際的な合意の中で、1954年3月1日にハーグにおいて調印された民事訴訟に関する国際条約で、〔外国での〕証拠調べの要件を規律するものである。今日なお有効なこの条約によれば、民事又は商事事件において、ある締約国の司法当局は、——自国のルールに則り——他の締約国の権限を有する当局に対して、訴訟行為又はその他の裁判上の行為の実施を囑託する囑託書を送付することができる。この囑託は、通常、証拠調べを目的とするものであるが、囑託国の領事官を経由して受託国の指定当局に対して転達される。囑託を受けた司法当局は、当該受託事項を実施する義務を負うとともに、この目的のために強制方法をとることもできる。受託事項を実施する司法当局は、〔その〕手続に関して自国法を適用する。司法当局が法廷地法原則から逸脱することができるのは、囑託当局が特別の要請でそのように囑託し、かつ適用ルールが受託当局によって適用される法律に反しない場合に限られる。

ハンガリーは、アルゼンチン、デンマーク、日本、キルギスタン、レバノン、マカオ、モロッコ、モルダヴィア、ノルウェー、アルメニア、スリナム、スイスおよびバチカンとの関係に限って、もっぱらこの条約にもとづいて行動する。〔もっとも、〕これらの国々のうちアルゼンチン、デンマーク、マカオ、ノルウェーおよびスイスに関しては、当該国家が「1970年3月17日のハーグ条約」へのハンガリーの加盟宣言を批准し、これを承認した日以降は、後者の条約が適用されなければならない。

4. 1970年のハーグ条約にもとづく証拠調べ

ハンガリーは1970年3月18日にハーグにおいて調印された「民事及び商事事件における外国での証拠調べに関する条約」に、〔その締結後〕30年以上後になって加盟した。

この条約の第2条は、各締約国は嘱託を受け付けるための中央当局を指定しなければならないと規定している（ハンガリーはこの職務を引き受けるために司法省を指定した）。司法共助に関する嘱託は受託当局の言語で書かれるか又はその言語による翻訳文を付されていなければならない（第4条）。ハンガリーは、条約加盟国の大多数の国々と同様に、英語又はフランス語による嘱託書をも受理する可能性を排除し、したがって司法共助についての嘱託に関して、これとは別の言語を定めなかった。

この法規定の中に反映されている考え方は、「政令1147/2002号」（第9条4項）とは異なっているが、この政令によれば「欧州連合理事会規則1206/2001号」を適用する場合に、英語による証拠調べに関する嘱託書も受理できるとされている。

嘱託を受けた司法当局は、受託事項を実施する——そこで嘱託されている証拠調べを実施する——にあたって自国の手続法を適用しなければならないと、それには強制方法も含まれている。1954年のハーグ条約と同様、実施国の国内法と両立しない場合又は国内の慣行を理由として実施が不可能な場合でない限り、——嘱託当局の特別な要請にもとづいて——他の手続上のルールを適用することも、嘱託を受けた司法当局にとっては可能である（第9条）。

司法共助に関する嘱託は、〔受託事項の〕実施が司法権に属しない場合又は受託国の公序と両立しない場合に限って、拒否することができる。嘱託当局によって嘱託された手続が、受託国の国内法において前例がないという理由で受託事項〔の実施〕を拒否することはできない（第12条）。

また、この条約は、締約国の外交官又は領事官が、その代表する国の裁判所において開始された訴訟手続のために、他の締約国の領土内において証拠調べをすることもみとめている。証拠調べは、その者の代表する国の市民に関するものに限られ、強制方法をとることは許されない（第15条）。ハンガリーもこの効力に対する要求された趣旨の宣言を提出

した。

この条約は、—— 締約国の承認を得た上で —— 直接的に証拠調べを行なうことも認めている。コモンローの法体系から採用された〔この〕法制度によれば、任命された人物（コミッショナー）が、その者の国の領土内において開始された訴訟手続のために、締約国の領土内において証拠調べをすることができる（第17条）。ほとんどの場合、これは証人尋問を意味する。この制度は大陸の法体系においては知られていないが、（ハンガリーをも含む）過半数の加盟国は、留保なしに第17条を受諾しており、それは〔当該〕加盟国が、他の国（例えば米国や英国）の司法当局によって任命された代表者に対して、〔当該〕加盟国の領土内で証拠調べを実施することを原則として許可するということを意味している。

1970年の条約は —— それに反対する合意なしに —— 1954年のハーグ条約に取って代わった（第29条）。現在のところこの条約はイスラエルに関してのみ適用されることになっている。〔ただし、〕アルゼンチン、デンマーク、マカオ、ホンコン、ノルウェーおよびスイスに関しては、当該国家が本条約に対するハンガリーの加盟を承認する旨を宣言した日以降、本条約が適用されなければならない。

5. 相互主義

二国間又は多国間の国際的な合意がない場合は、証拠調べに関する嘱託は**相互主義**にもとづいて実施することができる。相互主義は推定されるのではなく、裁判所を拘束する司法大臣の宣言が存在しなければならない。相互主義が認められない場合には、受託事項の実施に関する決定は —— 外務大臣および本案に関して権限を有する大臣と協力して —— 司法大臣によってなされる。

6. EC法の規律

「民事及び商事事件での証拠調べにおける加盟国の裁判所間の協力に関する欧州連合理事会規則1206/2001号」は、ハンガリーのEU加盟時に効力を生じた。この規則とそれに関係する「1979年の国際私法に関する

立法令」の修正は、2004年5月1日に効力を生じた。

この規則は、加盟国において直接的に適用可能な規範であり、それゆえ別個のルールを採用する必要はない。加盟国はこの規則の実施のために要求される法的枠組みを創設する義務のみを負う。すなわち、加盟国は受訴裁判所といわゆる中央当局を指定しなければならない、また嘱託の受理に関するルールを採択し、要請を提出するために認められる言語と要請の形式などを決定しなければならない³⁾。

この規則は裁判所間の直接的な接触を強調しており、それゆえ各加盟国は、証拠調べにおいて権限を有する裁判所のリストを作成する義務を負う。ハンガリーにおいては、郡裁判所の所在地において機能する地方裁判所とブダペストにおけるブダ中央地方裁判所が権限を有する裁判所である。嘱託は、嘱託を行なう司法当局から、証拠調べの権限を有するもう一方の加盟国の裁判所に対して、転達されなければならない(第2条)。

加盟国は権限を有する裁判所に対して情報を提供し、かつ嘱託に関連して発生する問題を解決するための中央当局を指定しなければならない(第3条)。ハンガリーにおいては、中央当局の職務は司法省が行なう。「最高度の」透明性と法的安全性のために、証拠調べに関する嘱託は、受託裁判所の公用語又は当該の加盟国が認めるその他の言語によって記され、統一された印刷書式によって提出されなければならない。ハンガリーは、規則によって規定された印刷書式によるハンガリー語及び英語で記された嘱託書を受理する。嘱託は、郵送、ファックス又はEメールによっても送ることが許される。

この規則は、—— 将来を見据えて —— テレビ会議と電話会議という現代的な通信技術の使用を支援している。それらの使用には追加費用がかかる可能性があるので、この規則は専門家と通訳の料金を誰が負担するのかを定めている。受託裁判所が列挙された費用の担保を要求した場合には、嘱託裁判所は遅滞なくその手配を行わなければならない。結局のところ、費用は両当事者が負担し、費用負担のルールに関しては、この規則は嘱託裁判所によって適用される法律を示している(第18条)。

3) ハンガリーにおいては、これらのルールは一部は「国際私法に関する立法令」、一部は「政令1147/2002号」(第9条4項)に含まれている。

本規則は、デンマークを除くすべての EU 加盟国において効力を有する（デンマークはアムステルダム条約に関するその留保の結果として、欧州司法機構に参加していない）。デンマーク官憲の範囲内に属する事項については、デンマークは1954年3月1日と1970年3月18日のハーグ条約の規定に対して——さらには加盟国間で締結された二国間合意の規定に対してさえも——優先権を有する。

〔完〕